

県道鳥取空港賀露線名称選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県道鳥取空港賀露線名称選定委員会（以下「委員会」という。）に関し運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、県道鳥取空港賀露線の愛称案の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応募された県道鳥取空港賀露線の愛称の中から最優秀賞と優秀賞の選定すること
- (2) 必要に応じて応募された愛称を組み合わせて愛称案を決定すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員によって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、平成29年11月14日から平成30年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員会の庶務を行う所属の長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、鳥取県県土整備部道路建設課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

別表

氏名	所属	役職
米田 裕子	鳥取県商工会連合会	専務理事
田中 幸治郎	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会	事務局長
山田 長兵衛	賀露みなと観光協会	会長
川西 美恵子	鳥取空港の利用を促進する懇話会	幹事
船越 則子	空の駅女子会	代表
井本 千鶴	賀露中央海鮮市場協同組合	会計主任
新田 和朗	株式会社食のみやこ鳥取	事業統括部長
深澤 修一	賀露町自治会	会長
上山 良一	湖山地区自治会	会長
綾木 隆	湖山西地区自治会	会長
千石 怜佳	ゲストハウス「しゃん亭」	代表
太田 はるか	国立大学法人鳥取大学大学院	大学院生
木下 仁人	鳥取市民生児童委員協議会	委員
福山 あゆみ	鳥取市都市整備部都市企画課	主幹